

(様式 1-3)

鏡石町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 26 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	公立小学校の遊具更新事業	事業番号	A-1-3
交付団体		鏡石町	事業実施主体	鏡石町	
総交付対象事業費		52,737 (千円)	全体事業費	52,737 (千円)	
事業概要					
○事業の概要					
小学生を中心に慣れ親しんでいる小学校校庭に設置されている遊具を更新し、小学校の授業の一環として、低下している体力の向上や運動習慣の定着のための運動機会の場として活用する。また、放課後児童クラブや子どもの居場所づくり授業により、平日の放課後や夏休み等の長期休暇時に利用する小学低学年から高学年までの多くの児童の運動機会の確保を図る。					
1 鏡石町立第一小学校					
更新遊具数 更新前 14 基 更新後 13 基					
2 鏡石町立第二小学校					
更新遊具数 更新前 15 基 更新後 11 基					
3 遊具更新事業費 53,175 千円					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一)					
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。					
「鏡石町第 5 次総合計画」において、「総合的な子育て支援策の推進」として、「子どもの参加できるイベントの振興、あたたかいコミュニティづくりの支援などにより、地域ぐるみの子育て支援の環境づくり」の基本方針の具現化が図られ、また、「鏡石町すこやか子育てプラン (鏡石町次世代育成支援対策行動計画)」の中で「子育てしやすい生活環境の整備」として「安心して遊べる環境の整備」と位置づけされている。					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)					
震災前の人口 12,815 人 (平成 22 年国勢調査) から平成 25 年 4 月の現住人口では 228 人、率にして 1.78% が減少している。特に、年齢階層で比較すると 0~14 歳は 138 人、率にして 6.9% の減、さらに、子育て世代である 25~34 歳では 176 人、率にして 11.2% の減となっており、親子で町を離れている状況から、原発事故による子どもへの放射能に対する不安を抱えていることが分かる。また、全国避難者情報システム (平成 24 年 10 月現在) では、104 名が北海道をはじめ全国に自主避難をしている。					
子育て世代及び子どもの流出は、町の元気を取り戻すために大きな障害となることから、放射能に不安を感じて避難している方々が安心して子育てが出来る環境の整備が求まられている。					
このことから、安心して子供たちが活動することができる環境を整え人口の流出に歯止めを掛けるとともに、町に元気な子供たちの声が響く町づくりを目指す。そのためにも、遊具を更新し放射能の被害を取り除き、閉じこもりがちなお子様への活動の場を確保することや体力低下を防ぎ元気な町づくりを進					

めることが重要である。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

放射能への不安から保護者が子ども達の外遊びを自粛していたところであり、原発事故後現在まで、校庭の除染を進め、当初の不安は解消しつつあるが、今もなお、一部の保護者においては、放射能への不安から、震災前に設置した遊具を使っての外遊びを自粛させている。現在、町内13箇所の児童公園及び3箇所の都市公園の遊具の更新を行っているところである。児童公園及び都市公園は、未就学児童及び小学低学年の児童が、身近な公園として放課後の自由な外遊びに活用するものである。公立小学校の遊具は、小学生の体力向上を目的に、授業をはじめとして校庭と一体的に活用されるものである。さらに、放課後児童クラブや子どもの居場所づくり事業により、平日の放課後や夏休み等の長期休暇時においても、小学低学年から高学年まで多くの児童が公立小学校の遊具を利用することから、保護者の不安解消を通じた運動機会の確保のため、小学校に設置されている遊具を更新する必要がある。その際には、特に体力低下が著しい小学高学年に対し、使い慣れた遊具と併せて、より体力向上が図られるような遊具へと更新する。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

原子力事故後に子どもに生じている悪影響について、その実態は平成25年度の定期健康診断の結果によると、震災前の平成22年度に比べて、特に小学4年生及び5年生において、肥満の割合が約10%上昇し、平均で18.4%が肥満傾向となっており、全国平均8.7%を大きく上回っている。また、平成24年に実施した体力・運動能力調査結果においても、震災前の平成22年と比べ、上体起こし・長座体前屈・50m走・反復横跳びが低下しているなど、震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていない現状であり、その原因としては、放射能への不安から外遊びが減少したことが原因と考えられる。

福島原子力発電所の事故により、放射線量や放射能付着等を懸念するため、町内2箇所の小学校においては、校庭の除染を行い、除染したものを校庭に一時保管を行っており、屋外での活動を制限していた。また、震災前まで行っていた運動会等の屋外行事についても、保護者の不安から、町内及び町外の屋内施設において実施されていた。

このことから、震災当時、未就学児童及び小学低学年であった児童も小学高学年となり、運動機会が確保できないことにより肥満傾向と運動能力の低下がみられ、公立小学校の遊具を更新し、授業の一環として活用することなどにより、運動機会の確保と子どもの運動習慣の定着を図っていく。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

公立小学校においては、校庭の表土除去や設置されている遊具の洗浄などの除染対策を行っているが、保護者の不安を完全に払しょくできていない現況となっており、そのことから、授業での遊具の利用を自粛しており、子どもの屋外での運動の機会が減少している。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

各小学校では、校庭の表土の除染を行い、放射線量の低減に努め、校庭での外遊びについての不安は解消してきているところであるが、各小学校の遊具については、授業や放課後などに利用するものであるが、保護者は、震災前に設置された遊具に対する不安をもっているため、授業での遊具の利用を自粛している状況である。校庭と一体的に利用ができる遊具については、運動できる環境の確保の観点からも急務であるため、遊具を速やかに更新することが必要である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

今回整備を予定している公立小学校については、体育館や校庭などの運動施設が整備されており、既存の遊具を更新することにより、それらの運動施設と一体的な利用が図られ、もって、減少している体力の向上を図る運動機会の場として有効なものとなり、子ども達が元気を取り戻すためにも必要がある。

公立小学校の遊具は、既存の遊具の更新であり、維持管理及び保守についても既存の予算及び人員が確保されていることから、新たに予算及び人員の確保の必要がなく、効率的な運営が可能である

なお、利用者数は、第一小学校で725名、第二小学校では199名である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

当町は、東西7.7km、南北7.5kmのコンパクトな町であり、公立小学校は町中心部から車で10分以内に位置している。また、各学区内からは、多くの児童が徒歩で15分以内であり、約9割の子ども達は徒歩で通学している。

公立小学校の校庭は、放課後及び休日に開放を行っており、休日などを利用した町内全域での遊びの場として利用が期待できる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

公立小学校において、積極的に更新した遊具を利用するとともに、放課後児童クラブにおいても子どもたちに遊具での運動の機会を与えるよう取り組む。また、広報紙や子育て教室などで、遊具の更新をPRし、利用の促進を図る。また、運動の効果を一層向上させるため、教職員や放課後クラブ職員等に対する講習会等を開催する。また、保護者等へも遊具を利用した運動効果について、学校だよりを活用し啓発していく。

本事業の効果を検証するため、小学生の体力測定及び健康診断により行い、震災前と比較する。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	